

秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月24日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
雄和市民協議会  
会長 長 沼 隆
- 2 委託事務  
秋田市雄和市民サービスセンター使用料徴収事務
- 3 指定日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで